

4 河川・14 湖沼の「環境基準・生活環境項目」の 水域類型指定改定を告示



平成 15 年 2 月 28 日に開催された中央環境審議会水環境部会におきまして、信濃川、綾瀬川などの 4 河川水域、吉野川、天竜川、渡良瀬川などの 14 湖沼水域について、「生活環境の保全に関する環境基準(水質環境基準・生活環境項目)」の水域類型の指定を見直す答申がまとめられました。その結果、平成 15 年 3 月 27 日付け環境庁告示により、上述の通り 4 河川水域、14 湖沼の「生活環境の保全に関する環境基準(水質環境基準・生活環境項目)」の水域類型の指定が改訂されました。概要は以下の通りです。

1. 綾瀬川下流など 4 河川水域について、水域類型をより上位の水域類型に見直す告示改正を行った。
2. 従来河川の一部として河川の類型とされていた、四十四田ダムなどの 14 湖沼水域についての類型あてはめを行った。

水質環境基準の生活環境項目では、各河川、湖沼、海域ごとに水道、水産、環境保全などの利用目的に応じた水域類型が指定(河川(AA~E)、湖沼(AA~C)、海域(A~C))されていて、水域類型ごとに達成期間を示し、基準の達成・維持を図ることになっています。

今回の改訂では 4 河川水域をより上位の水域類型に改めるということで達成基準が厳しくなっています。

平成 15 年 3 月 13、27 日付 EIC ネット

平成 15 年 3 月 27 日付 環境 HP

環境計量課 清水 圭介

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

